10川公審第1号平成10年4月21日

川崎市長 髙 橋 清 様

川崎市公文書公開審査会 会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成7年11月6日付け7川土交第94号をもって諮問のありました「川崎縦貫道路期ルートの計画に際し、川崎市を代表して参加したワーキンググループの 職員の氏名 参加した年月日 参加した会場 検討した内容が判る資料総ての閲覧等請求拒否処分の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る公文書はいずれも存在しないと認められるので、実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)がなした拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び審査の経緯

- (1) 異議申立人は、平成7年8月16日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、「川崎縦貫道路 期ルートの計画に際し川崎市を代表して参加したワーキンググループの 職員の氏名、 参加した年月日、 参加した会場、 検討した内容が判る資料総て」の閲覧等の請求をしたが、実施機関は同年9月1日当該事項について記録は取っておらず、該当する文書は存在しないとして拒否処分をしたため、同年10月21日、条例第14条1項に基づきその不存在を争って異議申立てを行った。(当審査会諮問第38号事件)
- (2) 当審査会は、実施機関から平成7年11月22日付け非公開理由説明書、異議申立人から平成8年1月8日付け意見書及び関係資料の提出を受け、さらに平成9年2月1日に実施機関から事情聴取を行い、同年10月4日異議申立人から口頭による意見を聞いた。

3 審査会の判断

(1) 実施機関は請求のあった公文書について、川崎縦貫道路の建設に関しては、関係機関で構成する「川崎縦貫道路計画調整協議会」において計画を調整しながら進めており、協議会には下部組織として幹事会が設置され、事務局を川崎市と川崎国道工事事務所に置いている。当該公文書閲覧等請求に係るワーキンググループとは事務局と一体となって同協議会における協議に必要な資料作成等の準備作業を行う各構成機関の実務者を総称したものであって、その活動はその都度開催通知を発送して固定した構成員が定められた場所に集合して行われるような性格のものではなく、電話で口頭の協議を行ったり、必要に応じて適宜日時、場所を決めて作業内容に応じた実務者が集合するなど、通常業務の一環として行われているものである。したがって、構成員名簿や開催記録が作成されているものではないと主張する。

これに対し異議申立人は、平成元年以来、川崎市公文書公開条例に基づき川崎縦貫道路 期ルートの計画の経過を調査しているが、実施機関から公開された川崎縦貫道路の計画段階の資料で納得できる資料は皆無であり、貴重な市民の血税による川崎縦貫道路が満足な資料も検討もなく、ルートや構造がごく少数の官僚の主観で決定されているはずがない、としてその存在を主張し、公開を求めている。

(2) 当審査会が異議申立てに係る文書の存否判断のため、実施機関からワーキンググループの状況につき事情聴取をした結果、ワーキンググループは幹事会の準備のため同会議に必要な資料の収集、及び作成等幹事会の手足となって事実上の作業活動をする実務者の総称であって、協議会や幹事会とは別に存在する会議機関ではないこと、また、グループ内の打合せ等についても、集合の日時、場所等は、その都度電話で適宜決定し、あらかじめ議題を決めたり、打合せ内容を書面に記録すること等はなかったものと認められる。

(3) 以上のように、ワーキンググループは協議会の幹事会とは別に独自に存在する会議機関ではなく、ワーキンググループが収集、作成した資料はすべて幹事会等の資料として扱われ、ワーキンググループは幹事会とは別に独自に会議等の記録及び資料を保存してはいないものと認められ、他にワーキンググループが独自に何らかの資料を保有していたことをうかがわせるような事情を認めることはできなかった。

また、異議申立人が資料として提出した首都高速道路公団の職員の証人調書によれば、同公団の職員がワーキンググループの作業を行っていたことは認められるが、異議申立てに係る文書の存在をうかがわせるような証言は見当たらないものである。

したがって、異議申立てに係る文書は一切存在しないとして実施機関が閲覧請求を 拒否したことは妥当なものと判断する。